慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ヨーロッパ中世の九柱戯
Sub Title	Skittles in the Middle Ages
Author	池上, 俊一(Ikegami, Shunichi)
Publisher	慶應義塾大学言語文化研究所
Publication year	2023
Jtitle	慶應義塾大学言語文化研究所紀要 (Reports of the Keio Institute of Cultural and Linguistic Studies). No.54 (2023. 3) ,p.195- 212
JaLC DOI	10.14991/005.00000054-0195
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069467-00000054-0195

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ヨーロッパ中世の九柱戯

池　上　俊　一

はじめに

かつて南フランス、スペインを旅行して回ったとき、多くの町の郷土博物館・歴史博物館に素朴な木製のピンや玉が展示されているのを見つけて、一体、何だろうと疑問に思ったことがある。ちょっと調べてみると、これは過去の遺物であるどころか、現在でもヨーロッパ各地で村祭りや守護聖人祭の折りに行われているスポーツたる「九柱戯」用の道具だと分かった。

このスポーツ／遊びには一種のクラブ組織や連盟もあって、フランス――とりわけ南西部――では、今なお多くの競技者を抱えているようだ。九柱戯の起源は少なくとも中世にまで遡ることができ、他の諸種のボール（玉）遊びとともに、庶民が夢中になる運動遊戯だった。さらにこの遊びは、現代スポーツとして人気の高いボウリングの先祖という意味でも重要だろう。本稿では、中世の九柱戯の起源と発展、その意味・役割について考えてみたい〔1〕。

だがその前に指摘しておきたいのは、「九柱戯」という日本語が不正確で具合が悪いということだ。ピンが9本との前提での訳語だが、後述のように、9本ルールは近代に入ってから一般化しただけで、その前はピンの数はまちまちであった。ヨーロッパでは、ラテン語でquillia、フランス語でquilles、ドイツ語でKegel、イタリア語でbirilli、英語でskittlesと言い、いずれもピン（の複数）を意味しそこに「九」という数字は入っていない。そこで本稿では、以下、仮の訳語として「倒柱戯」を使いたい。

『慶應義塾大学言語文化研究所紀要』第 54 号（2023）pp.195-212

1　起源とその背景

そもそも「倒柱戯」とはどんな遊びだろうか。中世には現代のボウリングのように厳格なルールがあるわけではなかった。現在ヨーロッパ各地で行われている伝統的な倒柱戯でさえ、その地方でしか通用しない形態・ルールに従っている。

それらはピンの本数で類別して、「9本の倒柱戯」「8本の倒柱戯」「6本の倒柱戯」「3本の倒柱戯」などと呼ばれている。おなじ本数の競技であっても、ピンの長さ・形状、ピン同士の距離・並べ方がさまざまだし、何を投げるのか（ボール・玉か棒や木槌か、玉にしても素材は石・骨や木か、金属か、陶器や土器製か……）、その重さはどの程度か、またどれくらいの距離から投げるのか、何人でやるのか、何回投げるのか、点数はどのように数えるのか……など、フランス国内でも地域により千差万別なのである。

過去に遡ると、バリエーションはますます多くなり、標的として今のようなピンあるいは棒を立てて並べるとはかぎらず、球状のものを並べたり積み上げたりすることもあった。ビー玉遊び、ペルメル遊戯、ペタンク、ゴルフ、ホッケー、ビリヤード、クロッケー（のそれぞれ祖先）とも混同されることがあった。

ここでは、並べられた標的に、一定距離離れた所から玉や棒や円盤などを投げ、標的を倒すか、一定距離以上弾き飛ばすことで「点」が獲得できるゲーム、とする。

この遊び（スポーツ）の起源については、はっきりしたことは不明だが、遠く遡れると考える研究者もいる。子供の墓の副葬品や墓地の壁レリーフを証拠として、古代エジプトに起源すると推定したり、またおなじくギリシャ・ローマでも類似の遊びがあったと説く者もいる[2]。

しかしながら、中世以降に盛行した倒柱戯に直接つながっているのは、ゲルマンの習俗であろう。ゲルマン人にも骨を並べて石を投げるという遊びがあった。それは元来、神々の娯楽と考えられており、だからメルヘンやサガには、巨人・精霊や魔法に掛けられて姿を変えた異教の神々が、山奥の秘所で金銀の閃光をキラキラ放ちながら倒柱戯で遊んでいる、といった話が伝

わっているのである。現代でもフランス東部・北部やフランドル地方、またドイツのバイエルン地方では、巨人たちが骨のピンと頭蓋骨のボールを用いてこのゲームに打ち興じるという、生の儚さ、虚しさを示唆する民話や、雷神を始めとする神々・天使らが天上で倒柱戯を行い、そのすさまじい音が雷鳴になる、などの説話が伝わっている[3]。

この異教的な遊びが早い段階でキリスト教と融合したのが、ドイツである。初期中世ドイツ農村の修道院で行われた倒柱戯では、石を投げて倒すために並べた棒柱が、打倒すべき異教徒や悪魔を意味したり、倒れなかったピンの数が、聴罪司祭に隠した罪の数として記帳される、と考えられたようだ。しかし確実な史料的論拠は見当たらない。

ただしフライブルクのアウグスティヌス派修道院などの発掘調査で、筋の入った木製の玉が出土しているのはたしかである[4]。おそらく修道士が石や木製の玉や棒で、悪魔を表す木像を倒す遊びをしていたのだろう。こうした暇つぶしは、パーデルボルンの修道院の中庭では、四旬節第四日曜の「ラエターレ（喜べ）」の日に行われた、という[5]。

ドイツにおける倒柱戯の史料的根拠は以下のとおりである。

まず有名なローテンブルク都市年代記の記述がある[6]。1157年の項目に、ある良家出身の若者が大金を失くしてしまい、伯父から「今後10年間、サイコロ遊びであれ倒柱戯であれ他の遊びであれ、仲間と遊んで損害を被るような遊びをしない」という誓約をするよう強いられた……というものである。誓約を守れない場合は、都市からの追放と全財産没収の罰が待っている。この記述だけからも、倒柱戯が当都市でずいぶん広まっていたことが窺われる。

またブラウンシュヴァイクでは、1232年、都市の長老たちが、放浪者、大酒飲み、倒柱戯遊び人には、一夜以上宿を提供しないよう用心せよ、と命じている。

クサンテン市のある写本には、1265年、クサンテン市民とザンクト・ヴィクトル修道院（律修参事会）参事会員らが「倒柱戯兄弟会」fratres Kegelorum を設立し、加入金は現物払いを命じられた、と記されている。倒柱戯は当

時、賭け事遊びと捉えられ、トランプやサイコロ遊びとともに法的に規制された。そして1276年にアウクスブルク市は、未成年者に倒柱戯に加わることを強要する者たちを処罰する、と通告している。

さらに1290年には、ミンネゼンガーのリューディガーのDer Hunthorerに倒柱戯が登場するし、ほぼ同時期のバンベルクの学校教師フーゴ・フォン・トリムベルクによる教訓詩Der Renner（走者）では、倒柱戯が財の儲けにつながるようになるや、いかさま師が現れる……と、この遊戯に反対する論陣を張っている〔7〕。

以上のいくつかの証拠から、12・13世紀のドイツでは、修道院から都市の市民へと倒柱戯が広まり、しかも「賭け」遊びとなって社会問題をも惹き起こしていたことが推測できる。そしてそれがまもなくドイツからフランス、イギリス、スペインにほぼ同時に伝わったのである。教会はこの遊びを異教的だと非難し、世俗当局やツンフト・ギルドの長らは、高額の賭け金ゆえ、またペテン師や酩酊や放埒と結びついた何日もつづく過剰な遊びとなるゆえに、禁止した。

しかしながら倒柱戯は、14世紀にかけて聖俗両権の禁止にもかかわらずヨーロッパ中で広まった。禁令は一向に効果がなかったため、むしろ条件付きで許されることも多かった。そして遊びの期間としては春から秋、とくに聖霊降臨祭が好まれた。ピンの数は3～17本だが、3本か9本が多かったようだ。ピン（棒）は当初、馬の長い管状骨とくに下腿骨製だったが、後に玉と同様、木製になる。

盛期中世の倒柱戯が厳しく禁止されなかったことは、つぎのような法律の条項からも分かる。すなわち、ローマ法大全の『学説彙纂』*Digesta seu pandectae* 11.5.2には一部の遊びと賭け事が禁じられており、そこで許された遊びは、槍投げ、競走、ジャンプ、レスリング、ボクシングであった（praeterquam si quis certet hasta vel pilo iaciendo vel currendo saliendo luctando pugnando quod virtutis causa fiat）。『学説彙纂』は、東ローマ皇帝ユスティニアヌス1世の命令で533年に完成し、ヨーロッパ中世の法体系に絶大な影響を及ぼしたが、後世の注釈者は文化的な新たな適用を試み、ビザンツのものを

読み替えた。たとえば、オスティアの枢機卿司教スーサのヘンリクス（通称ホスティエンシス）は、1250年代にその『黄金のスンマ』Summa Aureaで、『学説彙纂』の合法的な遊び・スポーツを、棒打ち遊び、的当て、倒柱戯、騎馬槍試合だと解釈し、また聖職者もこれらの内いくつかを、俗人と交わらないならやってもよいとした[8]。

2　禁令から窺われる最盛期

倒柱戯が14～16世紀に最盛期を迎えたことは、主にイングランドの制定法やフランスの王令および赦免状、パリのプレヴォ（奉行／市長）の命令、ドイツの都市法などにこの遊びが頻出することから逆に推測できる。法律の禁止条項にもかかわらず、実際は、黙認や条件付き認可も見られた。

〈ドイツ〉

では、国別に対応の仕方を、年代を追って眺めてみよう。まずドイツでは、多くの都市で倒柱戯が禁止されたが、条件付き許可のケースも少なくなかった。

1325年にベルリンとケルンで、倒柱戯の賭け金の上限が5シリングに定められた[9]。またバーゼルでは、1436年に塔守りが暇つぶしに倒柱戯をやることを都市支配者が禁止した。フランクフルトでは1443年に禁止したものの、1468年には、教会堂開基祭（の大市）に際しての倒柱戯を、賭け金上限が1ヘラーなら赦した。おなじくスイスのシュヴィーツ州では、15世紀に、1グルデンと賭け金制限が定められた。一方、リムブルク、アウクスブルク、バイエルンなどでは懸賞大会も開催され、賞品として銀の装身具や種牛が授与された。15世紀には禁令にもかかわらず、多くの市町村で専用の遊び場、居酒屋や旅館付属の倒柱戯場が作られた。

そして16世紀になると、倒柱戯は身分の上下にかかわらず大人気になり、各地で開催される射術祭・射術競技会では倒柱戯も行われて、夥しい数の貴族・聖職者・職人・農民らがうちそろって倒柱戯に没頭した。

その頃、倒柱戯は、宗教改革の波の中でカトリック・プロテスタント双方

の宣伝に比喩として利用されるほど、馴染み深くなっていたようだ。ルターは信徒たちにこの遊びを勧めたが、その際、各柱が悪徳を意味する、という道徳的な解釈をしていた。一方1522年には、フランシスコ会士のトーマス・ムルナーが反プロテスタントのパンフレットを作り、そこに載せたアレゴリー詩で、聖書をひとつの玉に、嘆かわしい地上の生をレーンに、道に迷った信徒らをピンに喩えている。シュトラースブルク行政府では、宗教改革直後に全牧師と3人の行政官から成る2ヶ月毎の会議=Conventを設置して神学、典礼、規律の問題を扱ようになったが、飲酒のほか遊びも喧嘩や騒動を惹起するとして規制対象になり、そこに倒柱戯も含まれた〔10〕。

16世紀にもドイツ各都市で、賭け金の上限や日時（たとえば日曜朝以外、21時前ならよい、など）を条件に、許容される法律や規定がしばしばあった。

〈フランス〉

フランスで倒柱戯に関する史料上の言及がはっきりとあるのは、14世紀からで、ドイツよりかなり遅れた。

1308年のパリ奉行（市長）の命令では、職人や他の細民らが仕事日なのに仕事も家族も放り出してポーム、ペタンク、サイコロ、トランプ、倒柱戯をしに行き、全財産を失った後、盗みや殺人に手を染め、悪辣な生活を送る者がある。これを防ぐため、仕事日にはこうした遊びを禁じ、破ったら投獄か罰金と定めている〔11〕。同様なパリ奉行による禁令は、14世紀後半にも数回繰り返されている。

1317年にはエヴルーの聖堂参事会員らがエヴルー伯に対して、「自分たちが四旬節の中日にするのを常としていた倒柱戯用の棒や熊手などを持つ権利」を要求している〔12〕。

1319年フィリップ5世は、武器訓練をおろそかにしてサイコロ、ターブル、円盤投げ、スール（ボールゲーム）、ビーユ（ゴルフ／ペルメル遊戯）、倒柱戯などに臣民がふけることを禁じた。これらは初期の、半ば民間人・半ば軍人の「射手隊」compagnies d'archersの組織時期に、軍事訓練への意欲を削ぐような遊びを禁じたものだった。1369年のシャルル5世の王令も同様な趣旨

である[13]。

赦免状などの史料では、14世紀前半から倒柱戯への言及がふえるが、大半はフランス中部と南西部とくにベアルンに関わるもので、北方では少ない[14]。しかし14世紀後半になると、王令による王国全体での倒柱戯禁止措置がたびたび講じられている[15]。その理由は、1319年のフィリップ5世による王令と同様、本来、百年戦争下の王国防衛に役立てるため、弓矢、弩の射的の訓練を奨励し武器の使い方に習熟すべきで、遊びにエネルギーを割く余裕などないはずだからだった。

ところで、フランスの1378年の証書（赦免状）には、投げる棒の長さも書いてある[16]。つまりSerry市の何人もの若い衆らが集まって「大倒柱戯」grosses Quillesを大はしゃぎして遊んだが、それは約1オーヌ（1メートル以上）の棒をピンに向けて投げるものだったという。

15世紀には、地方のより詳しい状況が判明する。1478年、ポワティエ近くの大麻畑では、何人かの職人が倒柱戯で遊び、引き分けだったので再戦したが、賭け金はわずか1ドニエだった。ベルヴィル住人も祭日、とくに日曜には楡の木の下で倒柱戯で遊ぶ習慣があった。彼らはたえまなく呪ったり、神・マリア・聖人の名を出して冒涜したりと大声を出し、近隣迷惑だった[17]。

ポワティエのサント・クロワ修道院やサン・シバール小教区でもおなじ頃、住民が毎日のように倒柱戯を含むいろんな遊びをして、神や聖人の名で誓ったり偽誓したり、素行の悪い青年がたむろしたりして問題を起こす、という同様の悩みを抱えていた記録がある[18]。

倒柱戯は15世紀後半には、南フランス、南西フランスのほか、とくにブルボネ、フォレ、ヴレイなどの中央山地で行われた。単純な角材を標的として立てて並べ、短い円筒木、ないし木製球を投げてそれらの柱を倒すやり方であった[19]。

倒柱戯への禁令は、16世紀に入っても王令のほかパリ高等法院の裁決、地方都市を対象とした法令で幾度も繰り返されるが、そうした禁令や罰則（身体刑と罰金）の数多の存在が、かえってこの遊びが農村はもちろんフランス各地の都市へも普及していったことを暗示していよう[20]。

1547年に出版されたノエル・デュ・ファイユの『田園閑話』の中には、母親から奇妙な教えばかり授けられた息子の話題があり、祭日に勉強するのは駄目だが倒柱戯遊びをするのは許されると教わった、などと出てくる[21]。

以上の事実を通観すると、フランスでは14世紀後半から16世紀にかけて王国中で倒柱戯が人気を集め、都市・農村、身分の上下を問わず流行した。反復される禁令は厳格なものとは感じられず、結局は時間と場所の制限になってゆき、野原・空き地や居酒屋や売春宿付設のレーン、専用の遊技場などで遊ばれたのだろう。

〈イギリス〉

イギリスにおける倒柱戯関係の出来事で特筆すべきは、1299年に、現存する最古の倒柱戯用グリーンが建設されたことである。サザンプトンにある「マスターズ・クロース」Master's Closeである[22]。他にも「レーン」設営への熱意がこの国には目立っていて、1455年にロンドンで最初の屋根付き倒柱戯レーン（ボウリング場）が出来たことも知られている。

ところがイギリスでも禁令の多さはフランスに劣らず、14世紀以降には、歴代の王がこの遊びを制定法で禁止している。エドワード3世（1337年、1366年）、リチャード2世（1388年）、エドワード4世（1477年）、ヘンリ8世（1511年、1541年）らによるもので、完全禁止の場合と、とくに徒弟、召使い、技術者、労働者に狙いを定めたものがある。その理由は、弓矢や弩といった武器の訓練の妨げになるとか、真面目な労働を妨げるなどで、フランスと同様である。

王や議会の禁令にもかかわらず、イギリスでの倒柱戯の人気は衰えず、むしろ次第に貴族たちの社交遊戯になっていった。貴族らのファッショナブルなレーン設営も流行った。ジョン・オブ・ブラバントは友人らを招いて家付属のレーンで倒柱戯をしたが、負けて金を取られたとの記録がある。

後期中世の貴婦人は室内で小さなピンと高価なボールで同様な遊びをした。1472年スコットランドのエリザベス王妃とその侍女や貴婦人らが、王妃の部屋で象牙製品を用いて遊んだ。倒柱戯も盛んで、6ないし9本のピンを一

列に並べ、それを棒（羊の趾骨や木製）で倒すやり方だった[23]。

シェークスピアの『リチャード2世』第3幕第4場（ラングレーのヨーク公の庭）での、憂さ晴らしのために倒柱戯で遊びたいという侍女らとそれに反対する王妃の対話は、当時ローンボウリングが流行っていたこと、女性も倒柱戯で遊んだことを示しており興味深い。ローンボウリングについては1556年ウェールズの数学者ロバート・レコードの『知識の城』*The Castle of Knowledge* にも出てくる。

人気が集まると王や議会の禁圧が始まる。イングランドにおいては、悪しき陰謀や暴動のきっかけになる、この遊びに男たちが夢中になると、戦争で大切な弓術の慣習を危地に陥れる、夢中になる男の家族が窮乏しパンにも事欠くことになる……などというのである。この理由づけはドイツやフランスと異ならない。

ジェームズ1世（スコットランド王としてはジェームズ6世）は『スポーツの書』*Book of Sports*（1618年）で合法的な遊び・スポーツと禁止すべきものを分けている。合法的なのものは、社会的融和・凝集のために役立つスポーツ・遊びだとした。その観点から日曜の娯楽として受け入れられるのは、適切な時間に行われ聖務日課を妨げない形でのダンス、アーチェリー、跳躍競技、棒高跳び、五月柱遊び、エール祭、モリスダンスだった。逆に無条件に禁止されたのが倒柱戯である。両者の中間が、クマいじめ・ウシいじめに笑劇などで、日曜のみ禁じられた[24]。あいかわらず、身体の鍛錬、軍事訓練、社会融和に資するものが許容され、そうでないものが禁止されているが、ここではまだ倒柱戯が後者に入れられていることが注目される。

〈イタリア〉

イタリアの都市条例には遊びの禁止、とりわけ運試し、賭け事遊びの禁令が多く含まれるが、倒柱戯への言及はさほど多くなくごく僅かのみである。倒柱戯以外にも、ボール・玉遊びに関する条例は少ない。これは、皆がこれらの遊びを遊ばなかったということではなく、逆に（許容されて）広まっていたのかもしれない[25]。そして一般的な禁令としては、市壁内での遊びが禁

じられたり、あるいは教会や修道院の敷地内や壁・塀を使った遊び、墓地での遊びが――聖務や説教を妨げたり、聖なる場の静穏を破るので――禁じられた。

アレッサンドラ・リッツィが編纂した『遊びの都市条例』*Statuta de ludo*は、13～16世紀のイタリアのコムーネのおびただしい都市条例を博捜して、3233件の関連条項を探し出しているが、その中で倒柱戯と思われるのは数ケースにとどまる。これら都市条例に出てくる僅かな言及をどう解釈するべきだろうか[26]。

13世紀のコネッリアーノの条例は、運試し、賭け事遊びは駄目だが、他のサイコロ、チェス、倒柱戯は許されるとする。バッサーノの1295年の条例では、ディストレット全体で、サイコロ遊びのほかペタンクと倒柱戯がおしなべて禁じられているが、1425年のウーディネの条例は14歳以上の人に倒柱戯を禁じている。他方、1450-1508年のファーノの条例は多くの遊びを禁じた後で、倒柱戯はボール遊び、チェスなどとともに節度をもって行えば、いくつかの聖なる祝祭日以外ならやってもよいとする。1457-1468年のペンネの条例は、市壁内で石や槍や矢・弩を飛ばしたりするのを禁じる中で、おなじく投擲遊びと言える倒柱戯をも禁止している。

都市ごとに禁止や許容の基準、事情は異なるが、明示的な禁令が数少ないことは、イタリアでは英独仏3国ほどには倒柱戯が流行していなかったことを示しているのだろうか。

〈聖職者〉

聖職者には、遊びは許されていたのだろうか。後期中世に幾度も発せられた、教会会議（公会議）やフランスの王令により、聖職者に対しては、諸種のボール遊びをはじめとする遊び、とりわけ俗人や女性との遊びが禁じられている。そしてそこに倒柱戯が含まれていた[27]。

しかし彼らに対しても禁令は徹底されず、時間と場所を限定して許可される場合もあった。12世紀の典礼学者・神学者ジャン・ベレトは『教会典礼論』*De ecclesiasticis officiis*で、司教や高位聖職者らは、昔からの慣習でこれ

ら12月の聖なる日々には、他の期間には禁じられているボール遊びに専心できると述べる[28]。このボール遊びに倒柱戯が入っていたかどうかは不明だが、おそらく含まれていただろう。

ドイツで初期中世から、倒柱戯が修道士たちの遊びとして根付いていたことについては既述したが、イギリスでは中世末の修道士らにも相変わらず人気だったようで、ウェストミンスター修道院の中庭や薬草園は、15世紀に一種のミニ倒柱戯場として使われた[29]。またダラムのセント・カスバート修道院では「暖房棟」Common Houseに付属の倒柱戯用レーンが設営された。この遊びは修練士らの娯楽となっていたようで、監督者の監視下に遊ばれた。

*

以上、14〜16世紀のヨーロッパ各国での倒柱戯の展開について追跡してきた。まとめてみよう。

どの国でも共通して言えるのは、倒柱戯は全面禁止されるケースもあったが、あまり強制力はなく、すぐに法令は死文と化した。そこでおなじ法令を繰り返すことになるが、また条件付きで許容される例も多かった。その条件は日曜以外とか、朝10時から夕刻までのみ、市の開催期間のみなどの、曜日・時間や期間の指定があったり、場所も市門の前とか墓地や教会の脇は駄目だとか、村の外の決まった場所でやれとか、自分らの所有する果樹園や庭ならよいとか、さらに賭け事にする場合でも、わずかの金額の賭け金のみ許された。

禁止の理由は、弓や弩の訓練をむしろすべきで、戦争のさまたげになる遊びは承認できないとか、仕事そっちのけで遊びに夢中になり、労働日と遊び日の混交する弊害が大きいとか、「賭け事」に熱中するあまり殴り合いや刃傷沙汰など混乱に陥るとか、教会のミサや聖務の邪魔になるなど、軍事的・経済的・社会的・宗教的な支障を防ぐためであった。

ところが地方権力は、住民の生活上の必要や伝統を重んじてスポーツ遊びのレクリエーション価値を認め、倒柱戯などの土地に根付いた伝統的な遊びをなるべく許可しようとした。1394年にサン・カンタン市は王権の支えも得

て、サン・ドニ年市の開催期間にはあらゆる遊びを認めた。アミアンでは、昔からの伝統遊戯だった野蛮なスール遊びが戦争のため中断していたが、1465年には市長と参審人らにより回復させられ、毎年「謝肉の火曜日」に限定された場所でのみ行われるとした。

このゆるさは、ときに教会権力とぶつかった。たとえば1345年にランス市民が都市当局から市場や公道での倒柱戯の許可を得た時、大司教は禁止し異議を挟もうとした[30]。

倒柱戯の身分との関わりについては、どんなことが言えるだろうか。先述のようにこの遊びの起源は、修道院での宗教的な意味の籠った遊戯にあったようだが、それと並行して、職人あるいは農民など一般庶民の間でもてはやされていった。しかし後期中世からは、農村から都市のブルジョワへ、農閑期の手慰みから都市を含めた地域の社交行事へと、ますます人気が高まっていったようでもある。教会の庭や村の草地で遊ぶほか、特別なレーンを木々や家々の間に作った。また修道院中庭、居酒屋や旅籠横にはしばしば倒柱戯用レーンが設えられた。ミサの終わった日曜に、また村の守護聖人祭のときにはより盛大に、教会堂開基祭や大きな結婚祝祭にはかならず、倒柱戯が行われた。

貴族へと伝わるのも早かった。イギリスでは中世末から王侯貴族が倒柱戯に加わりだし、16世紀になると金持ち・貴族しか遊べないような規則が出来た。やがてそれは上流者の社交遊戯の趣を呈し、自分たちの館にレーンを付設したり、より本格的なレーンも作られた。フランスでも、貴族は少なくとも17世紀からは倒柱戯を実践するようになった。

今日通常の9本ピンの倒柱戯（=九柱戯）は、おそらくフランスで発展したようである。というのも1626年のオランダの史料で、起源がフランスだと記されているから。そしてまた1450年代以後に、南仏から棒・木切れでなくボール・玉を投げるやり方が広まっていった[31]。玉は1458年のカルカソンヌのセネシャル管区でも使われたし、1526年ガスコーニュでも玉投げが言及されている。が、実際は16世紀になっても棒を投げるパターンも多く残っていた。現代のボウリングにつながる玉投げが確立するのは17世紀以降である。

3　遊びの管理と教育的価値の獲得

前節では、倒柱戯が14～16世紀にはきわめて盛んであったことが、禁令から逆に読み取れることを見た。ところが中世盛期から後期、近世になるにつれて、ゲルマン時代から盛期中世まであった神話性とか聖性は、次第に失われていったようだ。

ヨーロッパ全体の趨勢を眺めると、すでに上にも述べたが、中世末～ルネサンス期にかけて、それまでの庶民と修道士の遊びであったものが、宮廷貴族ら、王室をも含めて上流階級の遊びになっていく。とりわけ16～17世紀には、貴族のほかブルジョワらの関心を惹き、洗練された社交遊戯だと捉えられた。

イギリス王ヘンリ8世（在位1509～1547年）は熱烈なボウラーだったので、倒柱戯を下層階級には禁止し、レーン設置をも完全に禁じたが、百ポンド以上の価値のある土地所有者は自分の私有グリーンで遊ぶ許可を得ることができた。そして私的なレーンには課税し、裕福な者だけが遊べるようにしたのである。徒弟、召使い、労働者らは、主人の家で、しかも主人がいる前でないと倒柱戯は許されなかった。その規則を破れば罰金である。

同王は、1530年にはロンドン中心部に新邸宅としてホワイトホール宮殿を取得し、それを付設の屋外ボウリング・レーン、屋内テニスコート、騎馬槍試合場、闘鶏場とともに再建させた。

ヘンリ8世にかぎらない。チューダー朝とスチュアート朝は遊びの実験場で、どの王・王妃も、遊び・スポーツを宮廷に導入し、テニス場や倒柱戯レーンを設けて、健康保持や肉体力誇示に利用した[32]。騎馬槍試合もそうだったが、こうした運動遊戯を宮廷が占有し貴族教育の一環とすることで、自分たちの威信を高め社会的優越の誇示にもなったのであり、まもなく都市も宮廷に倣うことになる。

ヘンリ8世の時代から、遊び場の管理システムが出来た。1535～47年の間に倒柱戯レーン許可が4回、テニス場許可が3回出された。1576年にもロンドンとその郊外だけで、追加許可がテニス10回、倒柱戯3回あった。その後もテニスや倒柱戯の場所・会場の制限・規制をしようと王権は努めたが、実際

は都市でも農村でも、テニス場、遊技場、倒柱戯レーンは非常に多く作られた。イタリア、フランス宮廷に伍してイギリスのエリザベス朝においてもスポーツは盛んで、射術競争などが行われた。それらは祭りや行列のときになされ、次第に軍事的意味がなくなっていく。イギリスでは、後にまた倒柱戯が許されるようになるときも、完全な形での競技形態が求められ、ルールが固定していく。

フランスでは、王侯だけでなく、農村の土地所有者にその管理の役目と利益がもたらされる場合もあった〔33〕。倒柱戯はこの時代、都市にも農村にも広まり多くの混乱を引き起こした。それを避けるためもあって、倒柱戯の場所を提供する領主や国から、その土地で準備開催する権利を買ったり借りたりすることがあったのである。日曜祭日とか市場が開かれるときに、倒柱戯場を設営して住民に遊ばせるのであり、その土地の所有者には、借賃が入ることになる。そればかりか領主らは次第に、彼らの村の広場での遊びを許可する特権を自分のものにし、その替わり使用料を払わせるようになる。倒柱戯はだから16～18世紀に領主権のひとつになるのである。

もうひとつ、中世末からルネサンス期・近世にかけては、倒柱戯をはじめとするスポーツ遊びを、教育上有意義な活動とする見方が聖俗の教養人の間で生まれてきたことに注目したい。たとえばフランスの文人ニコラ・ボワロー（1636～1711年）は、社会と国家に有益な2つの大きな才能が存在し、そのひとつは倒柱戯が達者なこと、もうひとつは詩作に優れていることだ、と述べた。

イタリアの人文主義伝統においては、運試し遊びは駄目だが、体力増進のスポーツ遊びは許されることもあった。レオン・バッティスタ・アルベルティの『家族論』での子供の教育についての議論はその典型で、子供たちの美徳や品性の涵養のためにも、まず運動で体を鍛え、健康にしないとならないとされている〔34〕。

スポーツでなくとも、年齢に応じた娯楽・気晴らしは子供にも許された。中世末にドミニコ会士で枢機卿のジョヴァンニ・ドミニチがモラル・教育にも反しないと認めている「積み薪遊び」alla cappannelleとは、3つのクルミを

三角形に並べその上にもう1つクルミを置くか、小木柱を同様に並べハシバミの実を投げて崩す、ビー玉遊びやおはじき遊びに似た遊びで、倒柱戯とも類似している[35]。

宗教界でも同様であった。16世紀イタリアの高位聖職者で対抗宗教改革に尽力したカルロ・ボッロメーオは、神学校で養育された若い聖職者には倒柱戯を許可したし[36]、イエズス会の「貴族のコレジオ」collegi dei nobiliも新たな指導者を養成しようとして、知的道徳的教育に加えて――倒柱戯を含む――スポーツを補完して身体も鍛えようとした[37]。

イエズス会の考えでは、スポーツ、リクリエーション活動は個人の恣意に任せず厳密な教育プログラムの中で教師のコントロール下で行われるべきであり、16世紀後半にはコレジオの中で勉強時間を削って食事の後や休日に身体鍛錬が行われた。あまりに激しい遊びは禁じられたが、フェンシングや乗馬の練習が課され、ほかにさまざまなボール遊び、さらにより静穏なチェス、倒柱戯、ビーユ（ゴルフ／ペルメル遊戯）などは適切だとされた。対抗宗教改革やカトリックの布教活動の中で、イタリア以外の国々にも同様な考えが広まった。

倒柱戯は、身体全体、そして目や頭も使い、鍛えられるとして評価が高かった。それは筋力ばかりか器用さ、柔軟さも必要で、集中力と技、状況や相手に合わせた適応力が求められる。正確性や投げる角度、運動能力、身体の柔軟性・平衡、体の各部分の厳密な協同作用も要求される。加えて的である柱の素材や形、稠密さなども知らねばならない。まさに総合的な能力を鍛える遊び・スポーツと看做されたのだ。

おわりに

以上、ヨーロッパの中世からルネサンス期における倒柱戯の意味と展開を考えてきたが、そもそもヨーロッパにおいて、遊びにはどんな意味があったのだろうか[38]。

ユダヤ・キリスト教伝統では、不労・怠惰は悪の根源とされひどく警戒された。労働こそ社会と俗人モラルの基礎で、不労は、労働のための英気を養

う、わずかの期間に留めるべきだった。中世の教会も遊びを全面的に禁止したわけではなく、トマス・アクィナスなど神学者は、遊びには精神を休養させて真面目な活動に新たな活力で取り組めるようにする正常なる役目があるとした。しかし娯楽の意義は労働との関係の中にしかなく、遊びがそれ自体の価値・意義もつと考えられ労働と競合することは許されなかった。

聖俗当局は、むしろ遊び自体を呪うことはなく、それが悪しき結果をもたらすような、行き過ぎ（冒涜言辞、暴力）のシチュエーションが呪われた。もっとも呪われた運試し遊びは一種の「ウスラ」usuraであり、すなわちそれは、隣人および神の軽蔑・無視にほかならなかった。知的遊び（チェスなど）のみが権力者に認められ、ゆえに赦免状にはほとんど登場しない。

魂の休養以外の積極的な意義は権力者によっては認められず、遊びは冷静さを失わせて国や都市の秩序を乱し、神への冒涜になり、より身近なところでは聖務や軍務の妨げになり勤労精神に反するということで、禁令が多発された。

ところが、中世人は魂の休養、労働のためのリフレッシュという消極的な目的のために遊んでいるのではなかった。遊びには神話的・民俗的な背景があるし、聖にも俗にも回収されない、遊という存在形態・精神の態度が人間には本質的に備わり、それは生きていく上で、また社会を潤滑に動かすために必要だからこそ、遊んでいたのだ。

とは言ってもそれぞれの時代・社会において、個々の種類の遊びがどんな意味づけをされ価値を有するかは、そのときどきの、政治・経済・社会の体制とうまく折り合えるか、それとも衝突するかによって決まってきた。中世の倒柱戯も例外ではなかった。

注

〔1〕 中世の九柱戯に関するまとまったモノグラフィーは皆無と言ってよい。短い文章でありながら有益なのは、*Geschichte des Kegelsports von damals bis heute* (http://www.rksundern.de/mediapool/93/934942/data/Geschichte_des_Kegelsports.pdf. Accessed 29 November 2022)である。現代の地方史、民族誌的な研究では、九柱戯を主題に

している書物や論文はかなりの数に上る。とりわけフランスの南西部諸地域についての業績が目立っている。中には、H. Trémaud, *Les Français jouent aux quilles (des « quilles au bâton » au bowling)*, Paris, 1964のように、ある程度詳しく起源から中世にいたる九柱戯の歴史を調査したものもある。

〔2〕 Ph. Pradal & J.-L. Bories, *Quilles de Huit: De la tradition à la passion*, Brandonnet, 2012, pp.7-8.

〔3〕 蔵持不三也「伝統と変容――九柱戯を巡って」、『体育の科学』40-7（1990年7月）、522-527頁。

〔4〕 A. Bräuning, "Adelsspiele, Ritterkämpfe, Volksvergnügen," *Archäologie in Deutschland*, JANUAR - FEBRUAR 2004, No. 1, p.31.

〔5〕 W. Endrei, *Spiele und Unterhaltung im alten Europa*, Hanau, 1988, p.143.

〔6〕 以下ドイツ都市の例は、*Geschichte des Kegelsports…(cit.)* 参照。

〔7〕 Endrei, *op.cit*., p.143.

〔8〕 A. Arcangeli, *Recreation in the Renaissance: Attitudes towards Leisure and Pastimes in European Culture, c.1425- 1675*, Basingstoke- New York, 2003, pp.74-75.

〔9〕 以下、Endrei, *op.cit*., pp.143, 145; J. B. Pluckhahn, "bowling", *Encyclopedia Britannica*, 12 Feb. 2020, https://www.britannica.com/sports/bowling. Accessed 29 November 2022など参照。

〔10〕 B. Vogler, "La Réforme, le Magistrat et le Jeu à Strasbourg au XVIe siècle," in Ph. Ariès & J.-C. Margolin (eds.), *Les Jeux à la Renaissance*, Paris, 1982, pp.645-658.

〔11〕 AN, Y2, *Livre rouge du vieil Châtelet*, fol.155, Vo.; cf. Trémaud, *op.cit*., p.26.

〔12〕 L. Delisle, *Études sur la condition de la classe rurale et l'état de l'agriculture en Normandie au Moyen Âge*, Paris, 1903, p.378; cf. J.-M. Mehl, *Des jeux et des hommes dans la société médiévale*, Paris, 2010, p.280; Idem, *Les jeux au royaume de France du XIIIe au début du XVIe siècle*, Paris, 1990, p.55.

〔13〕 *Ibid*., pp.55, 361.

〔14〕 *Ibid*., p.55.

〔15〕 Mehl, *Des jeux et des hommes…(cit.)*, pp.250, 271-276; S. Luce, "De quelques jeux populaires dans l'ancienne France, à propos d'une ordonnance de Charles V," *Comptes rendus des séances de l'Académie des Inscriptions et Belles-Lettres*, 33e année, no.6, 1889, pp.501-502; *Ordonnances des Roys de France*, t.V, Paris, 1736, p.172.

〔16〕 Cf. Du Cange, *Glossarium Mediae et Infimae Latinitatis*, 10 vols., Niort, 1883-87, «Quillia».

〔17〕 R. Favreau, "Fêtes et jeux en Poitou à la fin du Moyen Âge," in *Jeux, sports et divertissements au Moyen Âge et à l'âge classique*, Actes du 116e Congrès National des Sociétés Savantes, Chambéry, 1991, Paris, 1993, pp.39, 43.

〔18〕 *Ibid*., p.42.

〔19〕 R. Germain, "Jeux et divertissements dans le centre de la France à la fin du Moyen Âge," in *Jeux, sports et divertissements…(cit.)*, p.52.

〔20〕 Jean-Baptiste Thiers, *Traité des jeux et des divertissemens qui peuvent être permis, ou qui doivent être défendus aux Chrêtiens selon les Regles de l'Eglise & le sentiment des Peres*, Paris, 1686, pp.186, 235.

〔21〕 Noël du Fail, *Les Propos Rustiques, texte original de 1547*, Paris, 1878, p.95.

〔22〕 T. McLean, *The English at Play in the Middle Ages*, Windsor Forest, 1985, p.79.

〔23〕 *Ibid*., p.80.

〔24〕 *Minor Prose Works of King James VI and I*, ed. J. Craigie & A. Law, Edinburgh, 1982, pp.101-109, 217-241; cf. Arcangeli, *op.cit*., p.82.

〔25〕 A. Rizzi, *Ludus/ ludere: Giocare in Italia alla fine del medio evo*, Treviso- Roma, 1995, pp.91-95.

〔26〕 以下、典拠はA. Rizzi (ed.), *Statuta de ludo: Le leggi sul gioco nell'Italia di comune (secoli XIII- XVI)*, Roma, 2012, pp.585-586.

〔27〕 Thiers, *op.cit*., pp.255, 260, 268; O. Pontal, *Les statuts synodaux français du XIIIe siècle*, t.II, Paris, 1982, p.136.

〔28〕 Jean Beleth, *Summa de ecclesiasticis officiis*, cap.121, in *CCCM*, XLIA, Turnhout, 1971, p.228; cf. *ibid*., cap.120, p.223.

〔29〕 以下、McLean, *op.cit*., p.79参照。

〔30〕 *Archives administratives de la ville de Reims*, ed. P. Varin, t.II, Paris, 1843, pp.939-940.

〔31〕 R. Cintré, *Jeux, réjouissances et distractions au Moyen-Âge*, Rennes, 2018, p.29; Mehl, *Les jeux au royaume de France…(cit.)*, p.56.

〔32〕 L. Turcot, *Sports et Loisirs: Une histoire des origines à nos jours*, Paris, 2016, pp.305-306.

〔33〕 Trémaud, *op.cit*., pp.31-34.

〔34〕 レオン・バッティスタ・アルベルティ（池上俊一／徳橋曜訳）『家族論』講談社、2010年、82-86頁参照。

〔35〕 Giovanni Dominici, *Regola del governo di cura familiare*, Firenze, 1927, pp.112-114; cf. Rizzi, *Ludus/ ludere (cit.)*, p.157.

〔36〕 Thiers, *op.cit*., p.268.

〔37〕 Rizzi, *Ludus/ ludere (cit.)*, pp.167-169.

〔38〕 池上俊一『遊びの中世史』ちくま学芸文庫、2003年参照。